

## 「府中市議会基本条例（案）」に対する意見募集の実施結果について

○ 意見の提出期間 平成 30 年 11 月 8 日（木曜日）から 11 月 16 日（金曜日）まで

○ 意見の提出者数

提出者数	意見等の提出方法			
	Eメール	FAX	郵送	議会事務局窓口
19人	12人	4人	0人	3人

○ 意見の概要と意見に対する議会の考え

No.	該当条文	意見の概要	意見に対する議会の考え
1	新設	<p>今般の議会基本条例においては、議会の大事な役割の一つである決算の審査について触れられていません。議会が市長等の行った事業を「決算審査」という形でチェックすることを議会基本条例に盛り込んでいただきたいと思います。</p>	<p>普通地方公共団体の決算に関して規定している地方自治法第233条には会計管理者が調整した決算を長に提出し、長は決算を監査委員の審査に付さなければならないと定められています。本条に係る行政実例には、審査は、主として計算に過誤がないか、実際に収支が収支命令に符合するか、収支が違法でないか等の点に注意すべきとされています。府中市においては監査委員に議会選出の監査委員を選出しており、他の監査委員とともに上記の審査を行っています。</p> <p>長は、監査委員の審査に付した決算を議会の認定に付すこととされており、議会の認定を求める決算議案の審査に当たっては、各会派又は議員個人において行政実例に示されている点について事前に確認をしたうえで臨んでいるものと捉えていますが、本市議会の議会基本条例は、現在の議会運営を前提としていますので、今回のご提案については、貴重なご意見として頂戴し、今後、さらなる議会改革の取り組みを進めるに当たり、参考にさせていただきます。</p>

2	新設	<p>議会の様子を市民に広く伝えることは市議会の役割の一つであると考えます。議会報告会の開催の規定を議会基本条例に盛り込んでいただきたいと思います。</p>	<p>先行して議会基本条例を制定している他自治体の議会報告会の状況についてさまざまな機会をとおして情報を収集し、参加者の固定化や実際には参加者からの陳情・要望を聞く場となっている等、議会報告会が形骸化してきているとの課題もあると認識しています。議会としては会派や議員個人でしっかり議会報告を行うことにより、説明責任を果たしているものと捉えています。しかしながら、今後、議会として報告会を実施することについての機運が高まってきたときには、議会基本条例を改正し、議会報告会を開催していくことも想定しております。</p>
3	前文	<p>冒頭２段落「府中市は(中略)推進してきた」は不要です。議会や議会基本条例の意義は、市の成り立ちに関係なく存在します。冒頭２段落は「国府だったから現在の議会がある」「合併があったから条例を作る」という解釈が出来ます。議会と議会基本条例の意義をシンプルに伝えるべきだと考えます。</p> <p><b>【改正案】</b></p> <p>東京都府中市議会は市民の代表機関として、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下で、社会の変化に対応しながら議会を運営してきた。また、地方自治の本旨に基づき不断の努力と改革を重ね、積極的に市民の負託に応えることが求められている。</p> <p>府中市議会は市民全体の福祉向上を目指し、市政の課題に取り組むため、議会における最高規範として「府中市議会基本条例」を制定する。</p>	<p>議会基本条例の前文では、府中市の歴史的背景や状況についてを入れるのがよいという考えの中で素案が作成された経緯があります。</p> <p>その上で、前文では、冒頭の２段落において主に、府中市の歴史や状況を記載し、その後の３段落において、なぜ議会基本条例が必要かということについて、地方分権一括法により議会の役割が重要になってきたことを踏まえたうえで、その理由を記載しております。</p> <p>よって、市の成り立ちと議会や議会基本条例の意義については、それぞれが前文には大切な要素であると考えております。</p> <p>「国府だったから現在の議会がある」、「合併があったから条例を作る」等とは、考えてはおりませんので、府中市の歴史的背景や状況について、前文に定めることをご理解くださいますようお願いいたします。</p>
4	第２条第１号	<p>第２条第１号で「議会が(中略)議員の自由な発言を重んじる」とあります。この文面は、議会は議員の悪質な野次をも容認するという解釈が出来ます。第２条第１号は、良心や責任を含んだ自由を求める旨を加えるべきだと考えます。</p>	<p>発言については、府中市議会会議規則第44条第１項で「発言はすべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。」と規定しています。</p> <p>第２条第１号に規定する発言は、議長の許可を得ないで行われる不規則発言、いわゆる野次は含まず、議長の許可を得た上</p>

		<p><b>【改正案】</b> 第2条 (1) 議会が言論の府、及び、合議制の機関であることを認識し、良心と責任のもとに発せられる議員の自由な発言を重んじること。</p>	<p>で、当然に良心と責任をもって行われる発言を示しているものと考えていますので、第2条第1項への反映はしないこととします。</p>
5	第4条	<p>第4条を修正し、第2条(1)の拡大解釈を行わせないように位置づけるべきだと考えます。</p> <p><b>【改正案】</b> 第4条 議員は、議場の内外を問わず、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。</p>	<p>逐条解説でも述べているとおり、議会中に限らず日常活動においても品位の保持に努めると規定しているものと考えていますので、第4条への反映はしないこととします。</p>
6	第6条第1項	<p>「第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。」は「第6条 議会は、会議を公開するものとする。」にあらためて下さい。</p> <p><b>【改正案】</b> 第6条第1項 議会は、会議を公開するものとする。 (同様の意見 外2人)</p>	<p>議会における会議については、本会議と、地方自治法第109条で委員会として定められている、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を対象としています。</p> <p>また、地方自治法第115条では議事の公開の原則及び秘密会について定められており、議会の会議については条件により秘密会を開くことができると規定されています。</p> <p>本条文で議会における会議の公開を原則としているのは、必要に応じて会議を非公開としなければならない場合などもあるからでありますので、第6条第1項への反映はしないこととします。</p>
7	第6条第1項	<p>素案「第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。」は「第6条 議会は、会議を公開するものとする。」必ず公開することとして下さい。原則としてでは非公開可能となります。</p> <p>「原則」が必要であるなら、素案の原則としての意味を具体的に説明するため、例外の当たる事項を明確に記載してください。</p>	<p>「意見に対する議会の考え」6と同様です。</p> <p>本会議、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会は、地方自治法及び府中市議会委員会条例により原則として公開とされていますが、議案等の内容によりプライバシーに配慮すべき事由等が生じたときは例外的に秘密会とすることが認められていることから、第6条第1項への反映はしないこととします。</p>

8	第6条第2項	<p>「議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。」を「議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすために、すべての会議の議事録を作成し、市民が閲覧できるようにしなければならない。」にあらためて下さい。</p> <p>【改正案】 第6条第2項 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすために、すべての会議の議事録を作成し、市民が閲覧できるようにしなければならない。 (同様の意見 外2人)</p>	平成30年度から、予算特別委員会、決算特別委員会についても会議録を作成し、公開することとなったことに伴い、全ての会議の会議録を作成し、市民が閲覧できるようにしていますので、第6条第2項への反映はしないこととします。
9	第6条第2項	<p>素案「第6条の2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。」を「第6条の2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすため、すべての会議の議事録を作成し、市民が閲覧できるようにしなければならない。」と最低限必要な説明責任の内容を記載してください。抽象的に説明責任を果たすという当たり前のことを規定するだけでは条例の意味はないと思います。</p>	「意見に対する議会の考え」8と同様です。
10	第6条第3項 (新設)	<p>「第6の3」を新設して「定例議会終了後の議会による議会報告会の実施」を決めて下さい。 (同様の意見 外2人)</p>	「意見に対する議会の考え」2と同様です。
11	第7条	<p>市民の意見を聴くことについて、第7条に、「必要に応じて」が2回出てくる。これは、「積極的に」ではなかろうか。 市民の声を聞こうという姿勢が見られないのは、嘆かわしい。</p>	参考意見として承ります。
12	第9条第2項	<p>「議員は(中略)一般質問等を行うものとする」とあります。議会を見ていると、議長や副議長、監査委員以外で、何故か一般質問を行わない議員が必ずあります。一般質問を行わないというこ</p>	一般質問については、府中市議会会議規則第55条第1項で「議員は、市の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。」と規定し、一般質問は、議員の権利として認めら

		<p>とは、市政について何でも知っており、そこに何ら疑問を持っていないという意思表示であると考えます。つきましては、第9条の2は、一般質問を当然の義務と位置づけるものに修正すべきだと考えます。また、これとは別に第9条の3として、一般質問を行わない議員に説明義務を求める旨を明記すべきだと考えます。</p> <p><b>【改正案】</b></p> <p>第9条 2 議長、副議長、監査委員を除く議員は、本会議場において、市長等に対して市政の課題全般について、必ず一般質問を行うものとする。</p> <p>第9条 3 議長、副議長、監査委員を除き、本会議中に一般質問を行わない議員は、必ずその理由を議場で説明するものとする。</p>	<p>れているものですが、一般質問をすることを義務としての位置づけはしていません。本市議会の議会基本条例は、現在の議会運営を前提としていますので、一般質問を義務とする規定を設けることは本市の議会基本条例その他の規定の趣旨になじまないものと考えております。</p>
13	第14条	<p>ここでは2人以上で成す「会派」のことに言及していますが、1人会派に対する言及は無いのでしょうか。また「府中市議会の全議員は2人以上で成す会派に属さなければならない」という解釈で設けられたのでしょうか。確かに、会派で意見をまとめると議論が早く進むとは思いますが、議員の「個」を尊重すべき場面もあると考えます。第14条は、会派とはどのようなものかを示すにとどめ、会派の所属を強制しない文面が良いと考えます。</p>	<p>本市議会では、議会活動における交渉団体としての会派は所属議員2人と定義しており、第14条第1項は、府中市議会の全議員が2人以上で成す会派に属さなければならないという解釈で定めたものではなく、議会活動において、理念又は政策を共有する2人以上の議員で構成する会派を結成することができると定義したものです。</p> <p>本市では、議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を各会派に対して交付していますが、ここでの会派の定義の中にはその所属議員が1人の場合を含んでおり、このような場合であっても議会活動が問題なくできるよう、定めております。</p> <p>よって、決して議員の個を尊重しないという考えではなく、会派の構成や役割についての考え方を明文化することを目的に本条文を定めているところであり、会派の所属にとらわれることなく議会活動に取り組んでまいります。</p>

14	第14条	<p>第14条 会派についてだが、今まで一人会派を認めてきたのを否定するのであろうか。</p> <p>少数意見の尊重に反するものであると考える。</p>	「意見に対する議会の考え」13と同様です。
15	第18条	<p>「第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする」をあらためて下さい。</p> <p><b>【改正案】</b></p> <p>「第18条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表する。</p> <p>「第18条の2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたいうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。」</p> <p>「第18の3 議会は、本条一項の検証にあたり、市民や有識者の意見を聴く手続きを講じなければならない」 (同様の意見 外2人)</p>	<p>ご提案いただきました第1項及び第3項につきましては、議会として常に議会基本条例を意識した活動を行うことにより検証をその都度行っているとの認識のもと、必要に応じた条例改正等を行うこととしておりますので、その中で定期的な検証及び検証の手續に係る市民や有識者のご意見を伺うことの必要性が生じた場合に検討していくものと考えております。</p> <p>第2項につきましては、府中市議会の最高規範として議会基本条例を制定することについて、本条例の検討段階より全議員の合意を前提としております。本条の規定に基づき条例改正等を行うときも当然に全議員の合意により行われるものと考えております。</p> <p>よって、第18条への反映はしないこととします。</p>
16	第18条	<p>「第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする」を「第18条議会は、毎年、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表する。」と、検証するタイミングを規定して下さい。「必要に応じて」では、誰が、議会のどの機関がその必要を判断するか明確ではありません。そのため、「第18の2 議会は、本条一項の検証にあたり、市民や有識者の意見を聴く手続きを講じなければならない」など検証するための手立てを明確に規定してください。</p>	「意見に対する議会の考え」15と同様です。
17	その他	<p>条例全体を通して、「市民とともに」という姿勢が見られない。他市の議会基本条例には、「市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映する」等の文言が多く見られる。</p> <p>「主権は市民にある事を常に自覚し、不断の議会改革を進める事を決意し、この条例を制定する」との文言がはいったものがある</p>	参考意見として承ります。

		るが、府中市議会基本条例には、そういった姿勢は全く見られない。地方自治とはなんであるか、根本から考え直すことが必要だと考える。	
18	その他	意見募集の期間が短いので、延長してもらいたい。 (同様の意見 外16人)	今回の意見募集に当たり、募集期間についてのご意見が多く寄せられたことについては真摯に受け止め、今後の議会基本条例の見直しの際の市民の皆様からご意見をいただく期間の設定の考え方に反映させていただきます。
19	その他	市民の意見を直接聞くための「公聴会」、「説明会」を開催してもらいたい。 (同様の意見 外11人)	本議会基本条例案については会派や議員個人でしっかり報告を行うことにより、説明責任を果たしているものと認識しています。
20	その他	条例案の策定過程が不透明である。 (同様の意見 外3人)	条例案の内容に関するご意見ではありませんので、参考意見として承ります。
21	その他	パブリックコメントを行ってください。	条例案の内容に関するご意見ではありませんので、参考意見として承ります。
22	その他	素案前文にあるとおり、議会における最高規範として「府中市議会基本条例」ですから、「市議会だより」に条例案そのものを掲載して意見を求めてください。 「市議会だより」に「議会条例素案を作成」と条例案そのものの内容を記載しないまま掲載されています。内容は、「議会図書室、市議会ホームページでご覧なれます。」と、市民にまじめに広報して意見を求めようとしている姿勢ではありません。このページにアクセスできる市民ばかりではなく、私もこのページを探すのに苦労しました。	条例案の内容に関するご意見ではありませんので、参考意見として承ります。
23	その他	「議会における最高規範」としての本条例は、他の条例等の上に立つものです。本素案は、他市の基本条例に比べて、政務活動費に関する条項がないこと、市民の意見を求める方法や市民への説明の方法などについて具体的規定する条項がないことなど極めて不十分な内容と思います。 どうぞ拙速に決めることがないようにお願いします。	参考意見として承ります。

24	その他	公開が議会図書館と市議会ホームページとなっているが、通例、図書館、市政情報公開室にて公開される。今回、議会図書館という特殊な場所での公開は、市民にとって分かりにくく、不適切である。	条例案の内容に関するご意見ではありませんので、参考意見として承ります。
----	-----	--	-------------------------------------